

町田市が設置する特定都市施設における町田市福祉のまちづくり総合推進条例に関する手続要領

第1 この要領は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例(以下「条例」という。)第30条に基づき、市が自ら設置する特定都市施設(条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1の1建築物及び2小規模建築物に限る。また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」により民間事業者が設計・建設する施設において、町田市に所有権の移転が予定されているものを含む。)に関する手続について定めるものとする。

第2 町田市の設置する特定都市施設は、規則別表第2及び別表第3に掲げる整備基準、並びに、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアルー建築物・共同住宅等ー」(以下「マニュアル」という。)に掲げる望ましい整備の項目(以下「推奨基準」という。)を原則として満足すること。

第3 施設の特性、規模、立地、その他合理的な事情により、推奨基準による整備を行わない場合は、事業主管課、営繕課、その他施設設置の意思決定に係る課(以下「施設関係課」という。)の合同で施設の整備方針を確認すること。

第4 第3は、規則別表第4から第7までに掲げる遵守基準について、整備を免れるものではない。

第5 第3により、推奨基準によらない計画としたときは、施設関係課の連名で当該事情を説明する理由書を作成し、特定都市施設整備計画協議申請書に添付して手続を行うこと。

第6 整備基準に適合する場合は適合証を請求すること。

附 則

この要領は、2014年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年10月1日から施行する。

20XX年XX月XX日

都市づくり部土地利用調整課
課長 様

部(事業主管)課
課長
財務部営繕課
課長
部(その他)課
課長

推奨基準に関する理由書

【参考例】

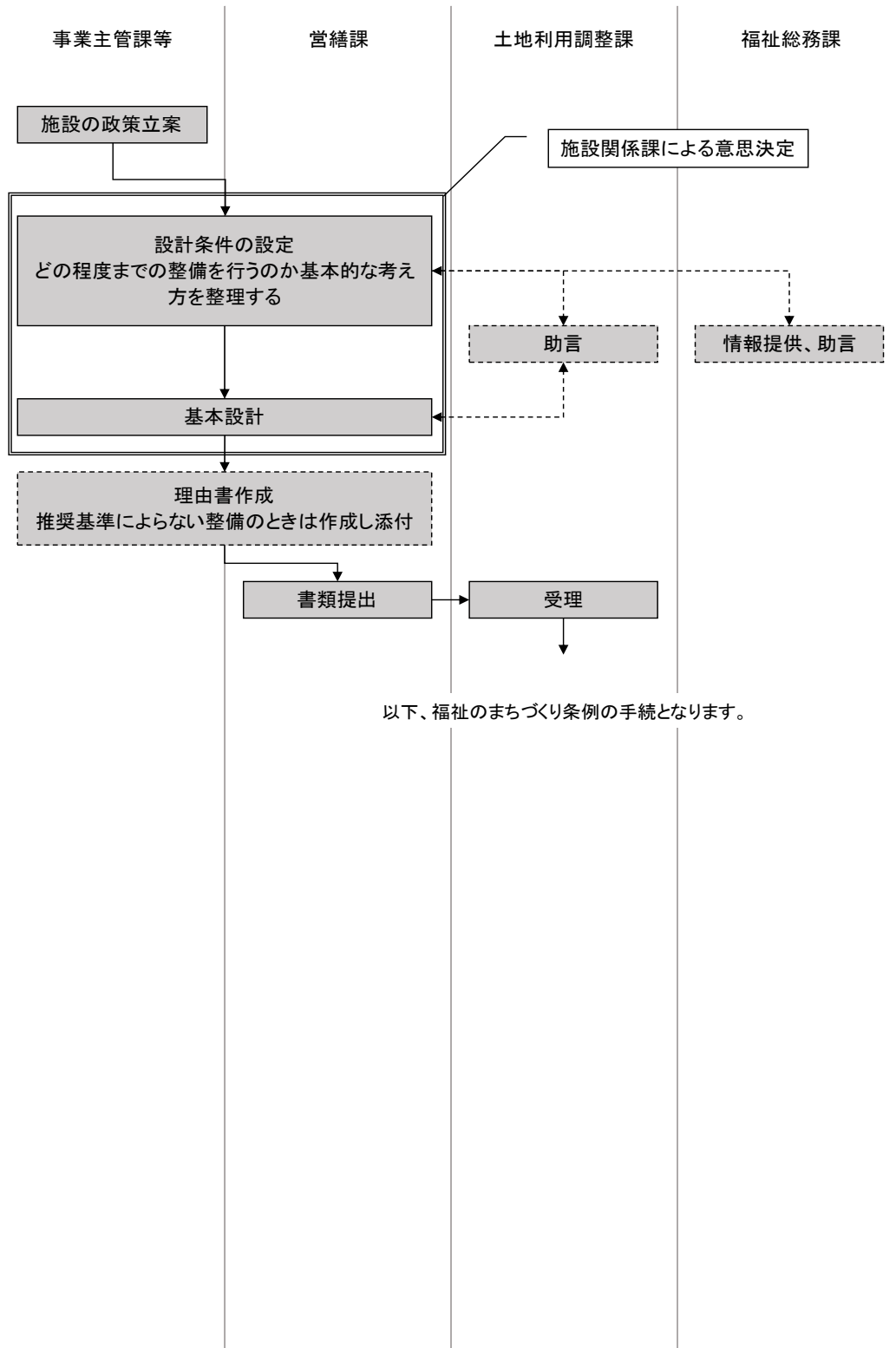
今回整備する「(施設等の名称)」は児童福祉施設で、4歳から15歳の児童を対象に…
今回の整備に当たり、推奨基準では介助用ベッドの設置およびエレベーターの奥行き
200cmの整備とされているところ…

以上のことから施設の一部が推奨基準を満足しない整備とします。

なお、代替手段としては、施設運用後人的対応で、介助用ベッドが設置されている近隣の〇〇施設のトイレを案内します。

【記入に当たっての注意事項】

- ・第一段落は施設の名称、施設の概要(利用の様態、主な利用者の特性など)、その他施設の説明。
- ・第二段落は推奨基準に適合しない箇所とその理由の説明。説明は可能な限り具体的に。たとえば、主な利用者の利用上の危険や、事業予算規模に対して過大なコストを要する、施設面積上の制約など。
- ・長大な場合は別表にまとめるなどすると良い。
- ・第三段落 結論
- ・特記事項等は第4段落になお書きするのが良い。整備できない場合の代替手段などを記入する。



点線部は必要に応じて行う